

複数年の委託契約及び指定管理者制度で 賃金水準の変動を反映します

複数年にわたる労働集約型委託契約及び指定管理者制度において、最低賃金等の変動があった場合、2年目以降の契約金額等を変更できる制度を、平成30年度に委託契約を締結するもの及び指定管理を開始するものから導入します。

現在、複数年にわたる委託契約や指定管理者制度では、契約・指定期間中の賃金水準の変動について、事業者はあらかじめそれを想定して応札・応募を行っているものとして、契約金額及び指定管理料の変更を行っていません。

しかし、近年、神奈川県最低賃金が毎年2%以上と大幅に上昇するなど変動が大きいことから、雇用労働条件の改善や事業者の健全経営、適正な履行の確保等を目的として、2年目以降の契約金額及び指定管理料を変更できる制度を導入します。

1 委託契約での取扱い

すでに工事契約で採用されている「全体スライド条項」を準用し、複数年にわたる労働集約型の委託契約に導入します。

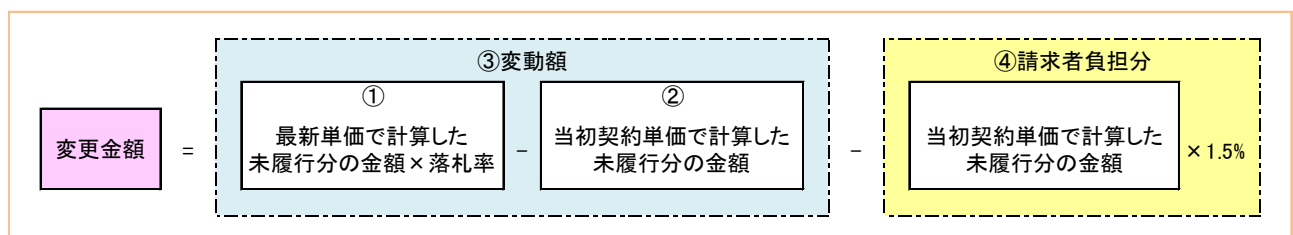
(1) 適用対象契約

複数年にわたる人件費の割合が高い委託契約を対象とします。具体的な業務としては、庁舎などの清掃を行う建物管理、警備、施設の運転管理保守、区役所の窓口案内、保育園等での給食提供等があり、対象契約は年間30件程度です。

(2) 契約金額の変更方法の考え方

契約締結から1年経過後に、①人件費・物品費等、すべての経費を最新の労務単価等に置き換え再計算した未履行分の金額から、②当初契約単価で計算した未履行分の金額を差し引き、③変動額を算出します。この③変動額から④当初契約単価で計算した未履行分の金額に1.5%を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を**変更金額**とします。

なお、労務単価等がない場合は、最低賃金や消費者物価指数の変動率を反映させ、再計算します。



(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に、委託契約を締結するものから適用します。契約の変更は 1 年経過後からのため、実際に金額が変動するのは平成 31 年度からです。

【参考】工事契約の全体スライド条項

工事契約の全体スライド条項は、契約締結日から 1 年経過後の未履行分について、最新の労務単価等で計算し直し、当初契約額からの変動額が合理的な範囲を超えた場合、契約当事者からの請求により、その金額を変更するものです。合理的な範囲（請求者負担分）は、昭和 56 年に中央建設業審議会が、最低限度の利益の確保等を考慮し「未履行分の契約金額の 1.5%」と定め、1.5%を超えた金額を変更しています。

2 指定管理者制度での取扱い

(1) 指定管理料の変更の考え方

指定期間 2 年目以降の指定管理料について、公募時に指定管理者から提案された人件費や賃金水準の変動率をもとに、変更金額を算出します。

算出された変更金額を翌年度の人件費に反映して指定管理料を変更します。

(2) 対象となる施設

平成 30 年度以降に指定期間が開始する指定管理施設から導入します。

【参考】・平成 30 年度から導入する施設…15 施設

・平成 31 年度から導入する施設 ※…360 施設（予定）

※ 29 年度内から順次公募を開始します

以降、指定期間開始に合わせて順次導入します。

お問合せ先

委託契約に関すること	財政局契約第二課長	高田 美恵	Tel 045-671-3841
指定管理者制度に関すること	政策局共創推進課担当課長	森脇美也子	Tel 045-671-4392